

鳥取縣公報

規 則

鳥取縣規則第...號

鳥取縣立鳥取公民館規程を次のように定め昭和二十二年四月一日よりこれを施行する。

昭和二十二年五月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立鳥取公民館規程

第一條 本公民館（以下單に本館と稱す）は縣民一般の文化向上を圖り新文化國家の建設に資し地方公民館の指導に當るを目的とする。

第二條 本館は鳥取縣立鳥取公民館といひ鳥取市西町八十六番地鳥取縣立圖書館内に設置する。

第三條 本館は第一條の目的を達成するため左の事業部門を置く。

圖書部 科學部 集會部 宿泊部

昭和二十二年五月二十三日
第 千 八 百 十 一 號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格5A列

第四條 前條の事業を達成するため次の施設をする。

圖書施設

科學施設

集會施設

宿泊施設

其他必要な施設

第五條 本館に次の職員を置き知事これを任免又は委嘱解任する。

館 長

主 事

技 師

第六條 館長は知事の命をうけ館務を掌理し職員を指揮監督する。

館長事故あるときは上席の職員その職務を代理する。

第七條 主事は館長の命をうけ庶務會計に従事する。

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十二年五月二十三日 第 千 八 百 十 一 號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可 (一)

第八條 技師は館長の命をうけ技術に従事する。
第九條 本館の處務に關する規程は知事が別に之を定め
る。

告示

鳥取縣告示第二百七號

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則によりこれが業者を次のように許可した。

昭和二十二年五月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

青果物小賣業許可者

番 號	氏 名	住 所	取扱品の種類
四五八	井上ぜん	倉吉町明治町	果實
四四九	池田勝美	鳥取市鹿野町六〇ノ一	野菜果實
四六〇	山田一郎	同元魚町二丁目	同
四六一	村上善枝	倉吉町鍛冶町一丁目	果實

鳥取縣告示第二百八號

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則によりこれが業者を次のように許可した。

昭和二十二年五月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

青果物加工並びに販賣業者

番 號	氏 名	住 所	業 態
四五六	西山 潔	八頭郡用ヶ瀬町	加工、小賣
四五七	寺西勝一	氣高郡千代水村	同

鳥取縣告示第二百九號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫として左のものを指定する。

昭和二十二年五月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所所在地	保險醫氏名	指定年月日
外 科	氣高郡鹿野町大字鹿野一六九五	久野 禮二	昭和二十二年五月十九日

鳥取縣告示第二百十號

畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項に依り乳用牛、外國種牛及雜種種牡牛の結核病検査を左の通り施行する。所有者又は管理者は所定の検査所に該當牛を牽付け検査を受けなければならぬ。

昭和二十二年五月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

検査月日 検査場所 牽付區域

六月五日	鳥取市田島	行徳
六月六日	同	同
六月七日	同	同
六月八日	同	同
六月九日	同	同
六月十日	同	同
六月十一日	同	同
六月十二日	同	同
六月十三日	同	同
六月十四日	同	同
六月十五日	同	同
六月十六日	同	同
六月十七日	同	同
六月十八日	同	同
六月十九日	同	同
六月二十日	同	同
六月廿一日	同	同
六月廿二日	同	同

鳥取市一圓

湖山村一圓

同 廿三日	八頭郡若櫻町	若櫻町一圓
同 廿四日	同	同
同 廿六日	同	同
同 廿七日	同	同
同 廿八日	同	同
同 廿九日	同	同

鳥取縣告示第二百十一號

昭和二十二年五月二十三日左記の者に對し動力扱摺業免許證を下附した。

昭和二十二年五月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

免許證番號

住 所 氏 名

一六六六	西伯郡東長田村字東上四三四番地	森吉 龜吉
一六六七	同 上長田村字下中谷七一一番地	奏野高次郎
一六六八	同 能竹一五二番地	片岡 重義
一六六九	同 手間村字三崎一〇五番地	持田 英成
一六七〇	同 寺内二三番地	吉次 賢吉
一六七一	同 庄内村字大塚二五〇番地	中原 進
一六七二	同 岩美郡本庄村字恩志一八六番地	田中 輝藏

一六七三 日野郡二部村字三部一六番屋敷 谷口 林藏
鳥取縣告示第百二十二號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險
醫に左の通り異動があつた。

昭和二十二年五月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療所所在地 保險醫氏名 異動事由 異動年月日
西伯郡境町朝日町 作野三千代 死 昭和廿二年
五月三日

鳥取縣告示第百二十三號

鳥取縣立鳥取公民館規程第九條に依り鳥取縣立鳥取公民館
處務規則及同公民館科學研究館規則を次のように定める。

昭和二十二年五月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立鳥取公民館處務規則

第一條 公民館の處務に關しては別に定めるものの外本
規則に據る。

第二條 館長は左の事項を專行することが出来る。

- 一、處務細則の設定改廢
- 二、職員の管内出張
- 三、職員の喪除服出仕及び賜暇
- 四、職員の仕事分掌並に研究課目の認定
- 五、雇員、傭員の進退賞罰
- 六、五日以内の臨時休館
- 七、別に定める額の範圍における器具、機械、藥品等
の新規購入、寄贈、委託、參考品等の收受

第三條 館長は毎年半期毎に事業計畫を樹て知事の認可
を受けその事業成果を知事に報告するものとする。

鳥取縣立鳥取公民館科學研究館規則

第一條 鳥取縣立鳥取公民館規程第四條に據り公民館科
學施設として科學研究館を設置し鳥取縣立鳥取公民館
科學研究館と稱する。

第二條 科學研究館は自然科學を基調とする實驗、實習
研究、設備を施設し科學研究機關として生産、生活の
兩面より科學の刷新を圖り指導綜合、研究機關として
一般に解放するものとする。

第三條 前條の目的を達成するため左の研究機關を施設
する基礎科學室、産業科學室、生活科學室

第四條 科學研究館の圓滑な運営を期するため官公吏、
學識經驗者を以て科學研究館運営委員會を設ける。

一、官公吏

二、學識經驗者

運営委員會の規則は別に之を定める。

第五條 科學研究館の職員は鳥取縣立鳥取公民館規則に
據る。

第六條 科學研究館の處務に關する規則は鳥取縣立鳥取
公民館處務規則に據る。

選 舉 告 示

選舉管理委員會告示第八十九號

昭和二十二年内務省令第一號第十條の規定に基き選舉運動
の費用及び選舉運動に關する收入の清算の届出があつた。
その要旨は次の通りである。

昭和二十二年五月二十三日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸
政黨協會その他の團體の費用
選舉期日經過後の分(精算の分)
鳥取縣選舉區

政黨協會その他の團體責任者の(支部)名氏名	期 間	收入金額	支出金額	
			金錢支出	金以外
日本自由黨 稻田直道	三月廿一日	一〇、五〇〇	三、五〇〇	一、九〇〇
鳥取縣支部 河村 憲太郎	三月卅一日	五、〇〇〇	二、一〇〇	九〇〇
國民協同黨 憲太郎	五月卅一日	九、八〇〇	五、九〇〇	八〇〇
鳥取縣支部 憲太郎	五月卅一日	八、〇〇〇	五、〇〇〇	八〇〇
日本共產黨 福島正士	三月三十日	五、九〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇
鳥取地方委 福島正士	四月三十日	三、〇〇〇	一、〇〇〇	〇〇〇
鳥取縣支部 庄司彦男	二月十一日	一、〇〇〇	六、三〇〇	七、七〇〇
鳥取縣支部 庄司彦男	五月十二日	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	七、七〇〇
鳥取縣支部 竹本 節	三月十日	三、五〇〇	三、五〇〇	五〇〇
鳥取縣支部 竹本 節	五月二日	六、三〇〇	六、三〇〇	五〇〇

何人もこの選舉管理委員會に對してこの告示の詳細な届
出書の閲覧を請求することができる。

選舉管理委員會告示第八十九號外

昭和二十二年内務省令第一號第十條の規定に基き選舉運動

の費用及び選挙運動に關する收入の届出があつた。その要旨は次の通りである。

昭和二十二年五月二十三日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根政幸

一、選挙運動の費用

政黨、協會その他團體の費用

清算の分

鳥取縣會議員選挙

岩美郡選挙區

政黨、協會その他の届出主幹者(又は支部)名の氏名

收入金額

支出金額

岩美郡青年聯盟

田中幸吉

ナシ

ナシ

八頭郡教員組合

八頭郡選挙區

谷本正男

二、四七〇〇圓

二、四六九〇圓

五〇

鳥取縣農業會氣高郡支部従業員組合

浦富光春

ナシ

ナシ

正 誤

昭和二十二年五月六日付縣公報に登載した鳥取縣令第四

十號、同四十一號、同四十二號は夫々同日付公報より削除し全文その儘同番號で五月二日付縣公報に登載公布されたものとする。

昭和二十二年五月二十三日印刷
昭和二十二年五月二十三日發行

鳥取縣公報

昭和四年四月十五
第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町